

2021年10月

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更のお知らせ

埼玉縣信用金庫

平素より、埼玉縣信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用がない普通預金口座（以下「未利用口座」といいます）を対象とする「未利用口座管理手数料」を、2020年4月1日以降に新規開設した普通預金を対象に導入しておりますが、2022年4月1日（金）から、2020年3月31日以前に開設された口座にも本取扱いの適用を開始させていただきます。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象口座

現在	2020年4月1日以降に開設された2年以上入出金等※ ない普通預金口座
変更後	2020年3月31日以前に開設された口座を含む、すべての普通預金口座 ①2020年3月31日までに開設された口座 ⇒「2022年4月1日」以降、2年以上入出金等ない口座 ②2020年4月1日以降に開設された口座 ⇒「2020年4月1日」以降、2年以上入出金等ない口座

※最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除く）

2. 変更日（適用開始日）

2022年4月1日（金）

3. 変更後の未利用口座管理手数料概要

（1）未利用口座となる口座

- 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）（以下、「入出金等」といいます）から2年以上、一度も入出金等がない普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座を含みます。）を未利用口座としてお取扱いします。

①2020年3月31日までに開設された口座

⇒「2022年4月1日」以降、2年以上入出金等ない口座

②2020年4月1日以降に開設された口座

⇒「2020年4月1日」以降、2年以上入出金等ない口座

(2) 未利用口座管理手数料について

- ・ 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。
 - ・ ご案内を差し上げてから一定期間（約 3 か月）経過後もお取引がない場合に、年間 1,200 円（消費税別）の手数料をご負担いただきます。
 - ・ ただし次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。
 - ①該当未利用口座の残高が 1 万円以上である場合
 - ②同一支店で、定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等のお取引がある場合
 - ③同一支店で、お借り入れがある場合
- ※ 盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

(3) 口座の自動解約について

- ・ お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、同口座を解約させていただきます。
 - ・ なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。
- ※ お客さまの口座残高以上のご負担はございません。
- ※ 口座を自動解約させていただいた後のお客さまのお手続きは一切ございません。

(4) 未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

- ・ 未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前にお届けのご住所に「ご案内」を差し上げます。
 - ・ このご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用いただくか、ご利用のない場合はご解約されることをお勧めします。
- ※ ご案内を差し上げて一定期間（約 3 か月）以内に、再度ご利用いただくか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。
- ・ ご案内を差し上げて一定期間（約 3 か月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きがない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをさせていただきます。
- ※ 送付しました「ご案内」が延着または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

以上